有効期間が平成33年２月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第86917号	メチロール尿素重合肥料	メチロール尿素重合肥料ミクレア２号	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐関船町矢津４番地62
生第86933号	化成肥料	UFN480	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第86939号	化成肥料	シリカゲル入り複合866号	エムシー・ファーディコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第10317号	副産植物質肥料	プロシン11―1.5	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

有効期間が平成33年２月28日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
輸第195号	塩化加里	50.0塩化加里	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第196号	塩化加里	50.5塩化加里	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第197号	塩化加里	51.0塩化加里	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釜石市両石町第三地割一四〇番二三から同市両石町第三地割一四七番五まで	前	八・〇〇～三二・九三メートル	〇・九一三キロメートル	
	後	八・〇〇～七二・六六メートル	〇・九二八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市両石町第三地割一四〇番二三から同市両石町第三地割一四七番五まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十三日

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保二七番から同町志津川字新井田五〇番四まで	A	一〇・八〇～一六・四〇メートル	〇・九〇五キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一〇・五〇～一〇・八〇	一・四一四	
	C	一三・五〇～一六・四〇	三四・五〇〇	
	D	一六・四〇～	七〇・七〇〇	
	後			
	A	一〇・八〇～一〇・五〇	〇・九〇五	
	B	一〇・五〇～一〇・八〇	一・四一四	
	C	一六・四〇～一七〇・七〇	二・四二五	
	D			

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前四七番一九から同町志津川字新井田五〇番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十三日

○北陸地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十三日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第四百二号南魚沼都市計画下水道事業魚野川流域下水道（六日町処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号